

東北B.M.C.会則

第1章 総則

第1条

(名 称) この会の名称を東北B.M.C.と称する。「東北B.M.C.」以下「本会」というは「東北 Banquet Manager's Conference」の略とする。尚、この会の上部組織として全国12地区で組織する『全国B.M.C.』の東北地区の位置付けとする。

第2条

(事務局) 本会の事務局は会長又は会員の所属する事業所内に置く。

第3条

(目 的) 本会は会員ホテルにおける料飲に関するあらゆる分野の情報収集・分析及びこれらの適切な会員への伝達を通じて、業界の発展に努めることにより会員の業績に資するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条

(事 業) 本会は前記の目的を達成する為、次の各号に定める事業を行う。

1. 定例会を開催し、情報の交換を行う。
2. 宴会及び料飲関係資料の収集と会員への資料提供を行う。
3. 資質向上の為、研修会並びに親睦を図る為の催し事を主催する。
4. その他、本会の目的に相応した諸事業を行う。

第5条

(会則の変更) この会則を変更する場合は月例会に於いて、会員の過半数が出席し出席者の過半数の同意により決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第2章 会員

第6条

(資 格) 1. 本会の会員は国際観光ホテル整備法に適合するホテルの料飲業務に従事する責任者、代表者及び代理者とする。

2. 第7条第1号から第3号の各条件を満たした場合、又はその可能性がある時は、開業6ヶ月前から準会員として例会に出席する事が出来る。

本会は次の通り役員を置く。

第7条

(入会) 本会に入会する時には、会員ホテル2社以上の推薦があり、会長及び会員ホテル全社の賛同を得なければならない。また本会に入会することは同時に上部組織の『全国B.M.C.』に入会することとなる。入会の際は「会員申し込み書」の提出と年会費の納入が義務付けられる。

第8条

(年会費・年度会計) 1. 本会の維持年会費は年額30,000円と定め、毎年1月中に納入するものとする。

2. 本会の例会費は例会時に随時徴収するものとする。

3. 本会と全国B.M.C.の運営及び会計年度は1月より始まり12月を期末とする。

4. 会員・会員ホテルの慶弔見舞い等に関しては、会長に一任する。

第9条

(退 会) 本会の会員が退会をしようとする場合は、「退会届け」を会長へ提出しなければならない。この場合、納入された維持運営費(年会費)は返還しないものとする。また、退会後は本会の権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第3章 役員

第10条

(役 員) 1. 本会は次の通り役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局 若干名
- (5) 地区幹事 若干名

(6) 会計監査役 1名

2. 会長及び副会長は総会に於いて会員の中から選任する。
3. 事務局長、地区幹事、会計監査役は会員の中から会長が委嘱する。

第11条

- (職務) 1. 会長は本会を代表し、例会を招集しその議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
3. 事務局長は本会の運営に必要な一切の会計事務を行う。

第12条

- (任期) 1. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
2. 補欠で選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第13条

- (会議) 1. 本会は年6回を目安に例会を開催する。変更は会長に一任とする。
2. 開催会場は会員ホテルの持ち回り制とする。

第14条

(総会) 総会は毎年1月に開催する。

第15条

(会計報告) 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。予算・決算に関する報告は毎年1月に開催する総会に於いて、報告し承認を受けるものとする。

第5章 賛助会員

第16条

(目的) 東北B.M.C.会員ホテルと取り引き関係にある会社(団体)が「情報交換」「研修セミナー」「懇親会」等の場を通じ、業界の発展に寄与する。

第17条

(入会) 本会に入会する場合は会員ホテル2社以上が推薦し、これを会長が承認した取り引き会社(団体)とする。また、入会時は「申し込み用紙」の提出と「年会費」の納入が完了後となる。

第18条 (退会) 賛助会員が本会を退会しようとする場合は、「退会届け」を会長へ提出しなければならない。この場合、納入された維持運営費(年会費)は返還しないものとする。また、退会後は本会の権利を喪失し本会に対して何らの請求もすることは出来ない。

第19条

- (年会費・年度会計) 1. 東北B.M.C.維持運営費として、1社年会費は12,000円とする。
2. 納入期限は来期分を当年12月までに納入するものとする。
3. 本会の運営及び会計年度は1月に始まり12月を期末とする。
4. 会員登録は1社2名を上限とする。
5. 賛助会員の慶弔見舞い等に関しては、会長に一任する。

第6章 附則

第20条

(施行) この会則は平成2年7月1日より施行する